快適トイレ実施要領(平成29年6月20日付け技管-268)の一部を次のとおり改正する。 新旧対昭表

新旧対照表 新	旧		
快適トイレ実施要領	快適トイレ実施要領		
(平成29年6月20技管-268)	(平成29年6月20技管-268)		
(目的)	(目的)		
第1条 (略)	第1条 (略)		
(定義)	(定義)		
第2条 (略)	第2条 (略)		
(対象工事)	(対象工事)		
第3条 (略)	第3条 (略)		
(快適トイレに要する費用)	(快適トイレに要する費用)		
第4条	第4条		
3 運搬・ <mark>設置</mark> 費は共通仮設費(率分)に含むものとする。	3 運搬費は共通仮設費(率分)に含むものとする。		
(留意事項)	(留意事項)		
第5条 (略)	第5条 (略)		
附 則  この要領は、平成29年6月20日から適用する。     附 則(令和2年3月13日技管-743 一部改正)  この要領は、令和2年4月1日から適用する。     附 則(令和2年5月15日技管-102 一部改正)  1 この要領は、令和2年6月1日から適用する。     と 快適トイレに要する費用に係る規定は、従前の費用計上として条件明示し契約した工事であっても、令和2年4月1日以降に入札公告等(指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。)を行い、令和2年6月1日以降に変更契約を行う工事については、改正後の規定を適用する。     附 則(令和3年9月10日技管-351 一部改正)  この要領は、令和3年10月1日から適用する。     附 則(令和5年3月3日技管-1120 一部改正)  この要領は、令和5年4月1日から適用する。     附 則(令和6年3月8日技管-851 一部改正)  この要領は、令和6年4月1日から適用する。     附 則(令和6年3月8日技管-851 一部改正)  この要領は、令和6年4月1日から適用する。			

別紙-1 (略)

別紙-2 (略)

### 別紙-3 積算方法

- 農林水産部及び建設部所管工事(災害復旧事業及び営繕工事は除く)については、設計当初から原則費用計上すること。
- 快適トイレの費用は、51,000円/基・月を上限に「積算上の差額」※1を計上するものとし、男女別で1基ずつ設置した場合は、計2基まで共通仮設費(営繕費)に積上げて費用計上する(102,000円/2基・月が上限)。

※1:「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から、共通仮設費(率分)に含まれている 10,000円/基・月(従来品)を除した額とする。

なお、実際にかかった費用とは、受注者提出の見積書等に記載の賃料や基本料等、快適 トイレの導入に要した費用の総額である。

また、上限を超える費用については、現場環境改善費 (率分) の対象とし、設計変更の 対象とすることができる(営繕工事は除く)。

※2:設計当初は、51,000円/基・月を共通仮設費(営繕費)に積上げて費用計上する。

※3:監督職員は、実施要領第2条第1項(1)、(2)の内容が確認できる資料及び支出 実態のわかる資料を受注者に求め、受発注者協議により設計変更の対象とする。なお、 当初計上の場合において、受発注者協議により設置が困難な場合は、設計変更にて費用 を0円/基・月とする。

※4:現場環境改善費(率分)の積算については、積算基準により適切に行うこと。

○ ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合 に限り、1ハウスで102,000円/基・月上限まで計上可能とする。

#### <具体的な計上方法例>

- ①実際に導入した快適トイレ費用70,000 円/基・月の場合 (積算上の差額60,000 円) 積算で計上する費用: 51,000 円/基・月
- ②実際に導入した快適トイレ費用40,000 円/基・月の場合 (積算上の差額30,000 円) 積算で計上する費用: 30,000 円/基・月
- ③実際に導入した快適トイレ費用

男女別一体型ハウス100,000 円/基・月の場合 (積算上の差額90,000 円) 積算で計上する費用: 90,000 円/基・月

④実際に導入した快適トイレ費用

男女別一体型ハウス200,000 円/基・月の場合 (積算上の差額190,000 円) 積算で計上する費用: 102,000 円/基・月 別紙-1 (略)

別紙-2 (略)

#### 別紙-3 積算方法

- 農林水産部及び建設部所管工事(災害復旧事業及び営繕工事は除く)については、設計当初から原則費用計上すること。
- 快適トイレの費用は、51,000円/基・月を上限に「積算上の差額」※1を計上するものとし、男女別で1基ずつ設置した場合は、計2基まで共通仮設費(営繕費)に積上げて費用計上する(102,000円/2基・月が上限)。

※1:「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から、共通仮設費(率分)に含まれている 10,000円/基・月(従来品)を除した額とする。

また、上限を超える費用については、現場環境改善費 (率分) の対象とし、設計変更の 対象とすることができる(営繕工事は除く)。

※2:設計当初は、51,000円/基・月を共通仮設費(営繕費)に積上げて費用計上する。

※3:監督職員は、実施要領第2条第1項(1)、(2)の内容が確認できる資料及び支出 実態のわかる資料を受注者に求め、受発注者協議により設計変更の対象とする。なお、 当初計上の場合において、受発注者協議により設置が困難な場合は、設計変更にて費用 を0円/基・月とする。

※4:現場環境改善費(率分)の積算については、積算基準により適切に行うこと。

○ ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合 に限り、1ハウスで102,000円/基・月上限まで計上可能とする。

# <具体的な計上方法例>

- ①実際に導入した快適トイレ費用70,000 円/基・月の場合 (積算上の差額60,000 円) 積算で計上する費用: 51,000 円/基・月
- ②実際に導入した快適トイレ費用40,000 円/基・月の場合 (積算上の差額30,000 円) 積算で計上する費用: 30,000 円/基・月
- ③実際に導入した快適トイレ費用

男女別一体型ハウス100,000 円/基・月の場合 (積算上の差額90,000 円) 積算で計上する費用: 90,000 円/基・月

④実際に導入した快適トイレ費用

男女別一体型ハウス200,000 円/基・月の場合 (積算上の差額190,000 円) 積算で計上する費用: 102,000 円/基・月

# 別紙-3 積算方法

⑤実際に導入した快適トイレ費用

実際にかかった費用250,000円

快適トイレの設置基数1基 快適トイレ設置月数5月の場合

1月当たり単価: 250,000 / 5 = 50,000 円 / 基・月

1月当たり単価から積算上の差額を除す 50,000 - 10,000 = 40,000 円 / 基・月

費用上限の51,000 円 / 基・月と比較して安価な費用を設置基・月数分計上

40,000 \* 5 = 200,000 円 / 基・5月

積算で計上する費用: 200,000 円 / 基・5月 (40,000 円 / 基・月)

# ⑥実際に導入した快適トイレ費用

実際にかかった費用400,000円

快適トイレの設置基数1基 快適トイレ設置月数5月の場合

1月当たり単価:400,000 / 5 = 80,000 円 / 基・月

1月当たり単価から積算上の差額を除す 80,000 - 10,000 = 70,000 円 / 基・月

費用上限の51,000 円 / 基・月と比較して安価な費用を設置基・月数分計上

51,000 \* 5 = 255,000 円 / 基・5月

積算で計上する費用: 255,000 円 / 基・5月 (51,000 円 / 基・月)

## ⑦実際に導入した快適トイレ費用

実際にかかった費用400,000円

快適トイレの設置基数2基 快適トイレ設置月数4月の場合

1月当たり単価:400,000 / 2 \* 4 = 50,000 円 / 基・月

1月当たり単価から積算上の差額を除す 50,000 - 10,000 = 40,000 円 / 基・月

費用上限の51,000 円 / 基・月と比較して安価な費用を設置基・月数分計上

40,000 \* 2 \* 4 = 320,000 円 / 2基・4月

積算で計上する費用:320,000 円 / 2基・4月 (40,000 円 / 基・月)

### ⑧現場環境改善費(率分)対象額20,000千円

Pi	20,000,000	①手入力
i	1.36	②選択
α	0	③手入力
K	272,000	自動

	市街地	市街地	市街地以外	市街地以外	
	5億以下	5億超える	5億以下	5億超える	
Е	3.04	1.73	1.36	0.71	

 $K=i \times Pi \circ \alpha$ 

K:現場環境改善に要する費用

i:現場環境改善費率

Pi:対象額(5億円を超える場合は5億)

α:積上げ計上分

別紙-3	穑笪方法

77744		IR#/JIA
	_	
	_	
	(E) P	見場環境改善費(率分)対象額20,000千円
	(3)3	0.000
		Pi 20,000,000 ①千入力 市街地 市街地以外 市街地以外
		: 1.36 ②選択 5億以下 5億超える 5億以下 5億超える
		a     0     ②手入力     3.04     1.73     1.36     0.71       K     272,000 自動
		- A Marcon 191 201
		K=i×Fi+ α
		K:現場環境改善に要する費用
		i:現場環境改善費率 Pi:対象額(5億円を超える場合は5億)
		a:積上げ計上分

別添-1

# 現場説明書(条件明示)

## 第2編 現場説明事項

第1章 条件明示

(2)その他条件 (快適トイレ導入対象工事)	ない	・条件なし			
	ある	<ul><li>その他の条件は、次のとおりとします。</li></ul>			
	·	<ul><li>・快適トイレ設置に要する費用については、次によるものとします。 (1)本工事は、快適トイレの導入費用として共通仮設費(営繕費)に下 当初数量を計上している。</li></ul>			
			設置基数	2	基
			設置月数	3	月
			工事期間中の延べ設置基数	6	基・月
			1基の1月当たり単価	51,000	円/基・月
		第1章基か、 して、第1章を表す。 第4章を表する 第4章を表する 第4章を表する 第4章を表する 第4章を表する 第4章 <del>是</del> 第4章 <del>是</del> 章 章 章 是 章 章 是 章 是 章 是 章 是 章 是 章 是 章 是	は、快適トイレの設置にあたって1 総則第1節55「快適トイレ実施要領 数等の詳細について決定することと る資料により、上限51,000円/基・ 設計変更数量の上限は、男女別でも 、「施工箇所点在する上事の付ます。 連搬・設置費は共通仮設要(率)に 上限額を超える費用については、ま 行わない。	に基づき、監督職員と とし、精算変更時におい 月を設計変更の対象と 月を設計変更の対象と は 日本での連邦工事の場合に でとする。 合むものとし、2基より	協議の上、表 で、支出実験 でとする。 さ、個々の施コ でと設置する。

別添-1 現場説明書(条件明示) 第2編 現場説明事項 第1章 条件明示 10 その他 (2)その他条件 ない ・条件なし (快適トイレ導入対象工事) ある その他の条件は、次のとおりとします。 ・ 快適トイレ設置に要する費用については、次によるものとします。 (1)本工事は、快適トイレの導入費用として共通仮設費(営繕費)に下表の想定で 当初数量を計上している。 設置基数 2 基 設置月数 3 月 工事期間中の延べ設置基数 6 基・月 1基の1月当たり単価 51,000 円/基・月 (2)受注者は、快適トイレの設置にあたっては、土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則第1節55「快適トイレ実施要領」に基づき、監督職員と協議の上、規格、基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により、上限51,000円/基・月を設計変更の対象とする。なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基づつ2基/工事までとする。ただし、「施工箇所が点在する工事の積算」の適用工事の場合は、個々の施工箇所ごとに男女別で各1台ずつ計2台までとする。また、運搬 異は共通仮設費(率)に含むものとし、2基より多く設置する場合や、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)の対象とし、別途計上は行わない。

計上は行わない。